

# 「仮称」「こうのす男女共同参画プラン」(案)

市では、男女共同参画社会に関する施策を総合的に推進するため、策定した現行の「こうのす男女協働プラン」の計画期間が今年度で終了することから、平成24年度を初年度とする新たなプランを今年度中に策定する予定です。このたび「こうのす男女共同参画プラン(案)」を取りまとめましたので、皆さんからのご意見を募集します。

問い合わせ／やさしさ支援課男女共同参画担当（内線2022・FAX 542・9818・メール yasasisa@city.kounosu.saitama.jp）

募集対象／市内在住・在勤・在学の方

素案の掲示場所／市役所・両支所・各公民館・市ホームページ

掲示期間／1月16日(月)～31日(火)

提出方法／1月31日(火)までに任意の用紙(様式は問いません)にご意見のほか、住所・氏名・年齢・性別を記入のうえ、郵送・FAX・メール又は、市役所・両支所・各公民館まで持参してください

その他／提出されたご意見は、本プラン策定の参考にさせていただきます。また、個別の回答は行いません。※電話等による口頭での意見はお受けできませんのでご了承ください

## 個人情報の取扱について

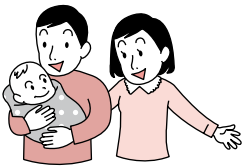
記載された個人情報については、当該事業に関する事項以外に使用しません

## ■男女共同参画社会とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保された社会のことです。

この社会では、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに、男女が共に責任を担うとされています。

平成11年6月には男女共同参画の推進を法律面で明確化した「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律」が制定されました。



## 利殖商法の二次被害にご注意を！ 過去の損害は取り戻せますか？

### 【相談事例】

①商品先物取引で投資金が戻らぬまま取引会社は倒産してしまつた。諦めていたが、「海外の銀行に取引会社の隠し財産が見つかり、返金手続きをしている。投資金を取り戻すには供託金が必要で事前に払ってほしい」との電話があつた。信用して大丈夫だろうか。

②過去に株で損をしたことがあり、今になって弁護士事務所を名乗るものから「裁判で取り返せることになった。被害者組織を作るので参加してほしい」という電話があり、加入金を要求されているが、支払うべきか。

### 【消費者へのアドバイス】

①すでに倒産した会社から損金を取り戻せた事例はありません。手数料目的で金銭を要求され、支払い後に連絡が取れなくなるといった被害が増加しています。騙されないようにしましょう。

②弁護士事務所や調査事務所などを名乗り、勧誘する例が増えていきます。弁護士以外の方が返金請求に關与することは、弁護士法に違反すること、すぐにお金を支払うことはやめましょう。

問い合わせ／鴻巣市消費生活センター(生活安全課内・内線4906)



## 鴻巣市くらしの会の皆さんが作りました 簡単で便利な「ひな頭巾」 (防災ずきん)



災害に備え、家庭に余っているバスタオルで家族みんなの防災ずきんを作ませんか？

作り方は簡単！バスタオルに、着替え・薬・小銭などをくるんで縫いとめるだけ。いざという時のために、枕元に置いておくと安心です。

問い合わせ／生活安全課消費生活担当(内線2475)

